

主催：自衛官の人権弁護団・北海道

協力：自衛隊イラク派兵差止訴訟全国弁護団連絡会議

自衛隊員と家族・恋人のための

安保法案 緊急相談

集団的自衛権行使

- 政府が語らない自衛隊員の「リスク」
- 政府が聞かない自衛隊員・家族の意見
- 聞いて下さい！安保法案の先取り実態

このまま法案が通ってよいのでしょうか。自衛隊員や家族の皆さんの声をお聞かせ下さい。私たち弁護士が皆さんの代わりに、政府・国会に届けます。皆さんが抱えている現実問題の相談にも応じます。

9月12日(土)
PM 3時開始

電話相談 0120-210-180

PM 3時~8時

FAX 011-210-6662

PM 3時~翌13日
PM 3時(24時間)

メール jieikan-jinken@hg-law.jp

連絡先 札幌市中央区大通西12丁目 北海道合同法律事務所 TEL011-231-1888

■自衛隊員は兵士である前に、市民です。

主権者として、憲法第13条（個人の尊重、幸福追求権）、第9条（戦争の放棄、軍隊の不保持、交戦権の否認）、第15条（参政権）・第16条（請願権）が保障されています。

■兵士の人権を守ることは、軍隊を誤らせないことです。

軍事力に頼り、使いたがる国（政府）は、兵士も国民も不幸にします。

相談の秘密は厳守します

弁護士は、厳格な守秘義務を負っています。安心してご相談ください。

主催：自衛官の人権弁護団

私たち自衛官の人権弁護団・北海道は、イラク戦争への自衛隊派遣に反対して2004年1月、自民党の元閣僚・防衛政務次官の故箕輪登氏が「専守防衛」の立場から全国で最初に提起した裁判の弁護団が出発点です。そして、空自女性自衛官セクハラ裁判（札幌地裁2006年提訴。2010年勝訴判決・確定）、陸自真駒内基地徒手格闘訓練死裁判（札幌地裁2010年提訴。2013年勝訴判決・確定）をはじめ、北海道において、自衛官や家族の人権に関わる様々な相談を受け、部隊との交渉、公務災害認定、裁判などを取り組んでいます。

協力：イラク派兵差止全国弁護団連絡会議

イラク派兵差止訴訟全国弁護団連絡会議は、北海道訴訟を皮切りに全国11の裁判所で、原告総数5700名、弁護士総数800名という、戦後最大の憲法訴訟を遂行した弁護団です。2008年4月17日、名古屋高裁で、日本国民の平和的生存権の具体的権利性を認め、イラク派兵は憲法9条1項違反とする違憲判決を勝ち取り、同年12月、自衛隊をイラクから完全撤退させました。

この判決は、自衛隊員や家族から、自衛隊の「専守防衛」を確認し、イラク派兵中又は今後派兵される自衛隊員の「平和のうちに生きる権利」（殺すことも殺されることもない）を守ったものとして歓迎されました。